

「海洋汚染防止法施行令」の改正概要案



有害液体物質をばら積輸送する船舶の海洋汚染防止規定などが定められている「マルポール条約(注1)付属書II(注2)」が2004年に改正されたことに対して、「海洋汚染防止法施行令」の改正概要案が環境省から公表され、この案について2006年9月8日まで意見募集が行われました。

海洋汚染防止法施行令においては、国際海事機関で承認される国際バルクケミカルコードに掲載される物質を対象に、マルポール条約付属書IIの基準に従い、有害液体物質の指定をするとともに、有害液体物質の有害性に応じた事前処理方法及び排出海域・排出法等を定めています。

今回の改正概要案は、マルポール条約付属書IIの改正に伴い、海洋汚染防止法施行令についても、①有害液体物質と有害でない物質の分類の見直し、②有害液体物質の混合物、有害液体物質と有害でない物質との混合物について汚染分類を決定するための計算方法の変更、③分類ごとに規定されている事前処理方法、排出方法・排出海域の変更、④油に類似した有害物質の特例規定の削除などを行うとしたものになります。

改正内容の施行期日は2007年1月1日を予定しています。

当社では産業廃棄物等に関わる有害物質の分析も行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

(注1)1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書

(注2)ばら積の有害液体物質による汚染の規則

資料 2006年8月8日付 環境省HP/EIC ネット

機器分析箇所 関善行